

住家等の被害に関する各種調査

調査名	目的	判定内容	調査を行う人
住家被害認定調査	被災者からの申請を受けて、遅滞なく、住家の被害の状況を調査し、住家に係る罹災証明書(災害による被害の程度を証明する書面)を交付すること	住家の損害割合(経済的被害の割合)又は損壊割合(延べ床面積に占める損壊割合)の算出 【全壊・大規模半壊・半壊等】	主に行政職員
被災建築物応急危険度判定	大規模地震の直後に一般的に実施され、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次災害を防止すること	当面の使用の可否 【危険・要注意・調査済】	応急危険度判定士(行政又は民間の建築士等)
被災度区分判定	建築主の依頼により建築の専門家が地震により被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資すること	継続使用のための復旧の要否 【要復旧・復旧不可能等】	民間建築士等
被災宅地危険度判定	地震や降雨による、滑動崩落、擁壁倒壊、液状化による亀裂などの宅地被害発生時に、宅地防災を担当する地方公共団体の職員等が宅地を調査して通行時の安全確保や応急対策の必要性などを周知することにより、二次災害を防止すること	監視警戒や応急対策の必要性の有無 【危険宅地・要注意宅地・調査済宅地】	被災宅地危険度判定士(宅地防災の経験を有する行政職員等)
地震保険損害調査	地震・噴火又はこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没又は流失による損害を補償する地震保険の加入者の依頼により、損害保険会社が被災した建物や生活用動産の損害の程度を調査し、損害の程度に応じた保険金を支払うこと	主要構造部の損害割合、焼失又は流失した床面積の割合、床上浸水の程度から建物の損害程度を認定 【全損・大半損・小半損・一部損】	損害保険会社社員又は損害保険登録鑑定人等
共済損害調査	自然災害による損害を補償する制度を有する共済団体が、それぞれの共済金支払要件及び損害評価の基準・手続に従って損害の程度を調査し、その結果に基づいて共済金を支払うこと	損害発生前の状態に復旧するために要する額を算出(※共済団体によって異なる。)	共済団体担当者又は鑑定人